

キャッシュレス決済機能を提供する事業者の皆様への注意喚起

令和元年 8 月 6 日 公表
個人情報保護委員会
金融庁
経済産業省

昨今、キャッシュレス決済の導入に当たり、決済機能を提供するアプリケーション等を導入する事業者の方々が増加していますが、既存サービスのアカウントに対するリスト型アカウント攻撃をはじめとする不正アクセスにより、決済機能が悪用され、利用者に被害が発生する事例が報告されています。

決済機能を提供するアプリケーション等を導入済、又は導入の検討をされている事業者の方は、不正アクセスに備えた十分な対策を講じていただきますようお願いいたします。

対策を講じるに当たっては、(一社)キャッシュレス推進協議会が策定した不正利用防止のための各種ガイドライン(※1)や金融庁から公表されている各種事務ガイドライン(※2)を遵守いただくとともに、常に最新のセキュリティ情報を収集し、自己のセキュリティ対策を見直した上で、セキュリティレベル向上に努めるようお願いいたします。

また、事業者側から利用者に対しては、他ウェブサイトのパスワードとの重複を避けることをアナウンスすることも有効と考えられます。

(※1)不正利用防止対策に関するガイドライン

- コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止対策に関するガイドライン(Ver.1.0、2019年4月16日制定)

https://www.paymentsjapan.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/04/Fraud_Prevention_Guideline.pdf

- コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン【利用者提示型】CPM (Consumer-Presented Mode) (Ver.1.1、2019年3月29日制定)

https://www.paymentsjapan.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/03/CPM_Guideline_1.1.pdf

※該当箇所は「6 セキュリティ」部分

- コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン【店舗提示型】MPM(Merchant-Presented Mode) (Ver.1.0、2019年3月29日制定)

https://www.paymentsjapan.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2019/03/MPM_Guideline_1.0.pdf

※該当箇所は第1部及び第2部の「6 セキュリティ」部分

(※2) 各種事務ガイドライン

- 前払式支払手段発行者関係

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/05.pdf>

※該当箇所はⅡ-3-1-1の「(5)サイバーセキュリティ管理」部分

- 資金移動業者関係

<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kaisya/14.pdf>

※該当箇所はⅠ-2-3-1の「(5)サイバーセキュリティ管理」部分

(連絡先)

個人情報保護委員会 事務局 (キャッシュレスサービス担当)
03-6457-9680 (内線 2406)

金融庁 総合政策局 フィンテック・モニタリング室
03-3506-6000 (内線 3319)

経済産業省 商務サービスグループ キャッシュレス推進室
03-3501-1511(内線 4120)、03-3501-1252 (直通)